

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

平成24年9月14日（金曜日）

総務消防委員会

日時 平成24年9月14日（金曜日） 午前9時00分開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

- 1 総務部、消防本部
 - 第92号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第139号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第140号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第141号議案 「質疑・討論・採決」
 - 第142号議案 「質疑・討論・採決」
- 2 陳情の審査
 - 「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書の採択についての要望書
「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 中西宏彰 副委員長 鈴木達雄
委員 丸山隆弘 滝川健司 菊地勝昭
議長 夏目勝吾

欠席委員 なし

説明のために出席した者

総務部、消防本部の係長職以上の職員

参考人 富山博

参考人の補助者 名畑守人

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博 書記 伊藤千加

開 会 午前9時00分

○中西宏彰委員長 ただいまから総務消防委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第92号議案及び第139号議案から第142号議案までの5議案、並びに議長から送付された陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

初めに、第92号議案 新城市防災会議条例及び新城市災害対策本部条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 この条例改正ということでございます。消防対策基本法の一部改正に伴いということでございますが、第3条の5の7目、新たに自主防災組織を構成する者、また学識経験者云々というところが追加されました。その本意というか、意味するところをちょっと説明していただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 大原課長。

○大原宗鑑防災安全課長 この改正の理由でございしますが、防災に関する重要事項の審議に、より多くの意見を取り入れるために、学識経験者や自主防災組織を構成する者を追加したものでございます。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今、関連してですけれども、先日、新城市で男女共同参画で、例の女性の方からお話を聞かれたと思いますけれども、そのときにあの方が言うには、いろんな避難所運営にもやっぱり女性の視点が欠けていたと。今後、防災対策会議等のメンバーにもぜひ女性を入れて、女性の視点での防災対策を検討していただくように市長に言われていた

ことは覚えてらっしゃると思いますけれども、そういった意見があるものですから、現在のこの会議条例の中に、女性枠というのはないでしょうけれど、今、追加された7番の学識経験等の中でそういった、市長が女性を推薦すれば可能かと思うんですけれども、もう少し具体的に、確実に女性の委員が入れるような何か等は、独自にということは可能なのか、そこの市長の任命に任せるのか、その辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 清水部長。

○清水照治総務部長 滝川委員さんが言われますように、せんだって防災の関係で3・11で、東北からの被災地の避難所の運営の関係で講演がございまして、その中でもやはり男性と女性、それから障害者と高齢者、いろいろ立場が違う中で、避難体制も違うという中で、防災計画も策定していかなければいけないという視点の中で、これからはそういった女性、高齢者、障害者のそれぞれの意見を聞くという場を設けるということですので、具体的に今どういった方をということは、今、想定されておりませんが、そういったメンバーの方を取り組んで、防災会議のメンバーに取り組んで計画に組み入れていきたいと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 第2条の(2)番のところの地域にかかわる防災に関する重要事項を審議することということで、中身は想定されますけれども、この中では具体的な審議というものが、もろもろ当然テーマとして上がってくるわけでありましてけれども、例えば具体的な中で、この間ちょっと提起させてもらって、私たち総務常任委員会で新潟のほうを視察させていただいて、震災を受けてからの、これは地震対策でありますけれども、その後の対策ということで、かなりノウハウを私たちも

得てきました。具体的な提案を議会側からした場合のものもテーマにして、この防災会議の中で具体的な事項として取り扱ってもらえるものなのかどうか、どうなのでしょう、その辺。

○中西宏彰委員長 大原課長。

○大原宗鑑防災安全課長 例年、防災会議というのは、今まで地域防災計画の修正というものを主に開催させていただいております。こういうものもこの防災会議条例の中に入りましたので、防災会議の席で必要であれば審議をするような場も設けていきたいと思っておりますが、ただ現時点では、防災会議条例というのは年1回、地域防災計画の修正に関して会議を開催するというのが通例になっておりまして、その辺の開催時期もあわせて検討していく課題かと思えます。

以上です。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 年に1回ということでありますけれども、基本的に。基本的には年に1回で、見直しも含めて防災そのもの、条例の手直しも含めてということだと思いますけれども、やはり防災会議というのは一番の中核のものでありますので、全体の認識を共有化するというのか、そういうもとの一番のこういう重要なポストだと思いますので、ぜひともそういう項目をちょっとどんどん入れていただいて、担当レベルでおまかせするのではなくて、全市挙げてのこういう対応が必要かと感じておりますので、その辺について今後の取り組み、そういう方向で取り組んでもらえればと思うんですが、いかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 大原課長。

○大原宗鑑防災安全課長 検討させていただきます。

○中西宏彰委員長 ほかによろしいですか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第92号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第139号議案 市有財産の無償譲渡及び第140号議案 市有財産の無償譲渡の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第139号議案及び第140号議案の2議案を一括して採択します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第139号議案及び第140号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第141号議案 財産の取得及び第142号議案 財産の取得の2議案を一括議題とします。

これより本2議案を一括して質疑に入ります。

す。

質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 142号議案の消防ポンプ自動車CD-1型2台ということでございますけれども、この消防ポンプ自動車を新城市の中のどこに配備していくのかと。もう一方では、小型動力ポンプ付き積載車3台ということですが、こういった消防ポンプ自動車を配備すべき地域はどこだというような決まりがあるのか、それとその理由があるのか、その辺を伺います。

○中西宏彰委員長 筒井課長。

○筒井篤史消防総務課長 CD-1の消防ポンプ自動車をどこに配備するという決まりは、特に決めてはございませんけれども、今、従前引き継いできたCD-1、もしくは積載車、そこのところを更新するという形の中で動いております。今回、今、新城市の中には、消防ポンプ自動車は鳳来地区に1台、それから作手に1台、それから新城地区に4台という形で、今、消防ポンプ自動車については整備している。あとの各班については、積載車、小型積載車を整備しているということで、その更新という形で今現在は計画の中で進めております。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 それは、旧3市町村の時代の配備状況を引き継いでいるという状況ですか。

○中西宏彰委員長 筒井課長。

○筒井篤史消防総務課長 はい、そのとおりでございます。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 地区の状況というのですか、水利の状況、それから地形の状況、家の密集度とか、いろんな道の幅とか、そういったものもいろいろあるわけですが、そういったものと連動した形で、特にここには消防ポンプ自動車が必要だということで決

めたわけではないということですね、結局、ということですね、現状は。

○中西宏彰委員長 今泉消防長。

○今泉保和消防長 旧の新城市を例にとりますと、富岡に2台、南部地区ですね、2台あるんですけども、特に消防署から距離があるというようなこともあって、消防団、消防分署なんかも設置するわけにはいきませんので、消防団にポンプを持っていただいて、早期に対応できるようにということで配備したという経緯はあります。今言われた密集地のお話があったんですけども、消防で言う密集地というのが決めてありまして、人口120のところを密集という形で決めてあるんですけども、かなりたくさんあるんですけども、そういうところにはなるべくポンプを置きたいというようなことは考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 確認ですけれども、いわゆる能力が高いということですね、その。それであって、旧新城の場合は八名地区というか、そちらが消防署から遠いという意味合いで配備したと。消防車が到着する時間がかかるだろうということで、ということですよ、ね。

○中西宏彰委員長 今泉消防長。

○今泉保和消防長 そのとおりでございます。それで、先ほど言いました密集地については、ちょっと人口で何口という、どれだけで何口というのがちょっと今すぐにはわかりませんが、人口によって何口置きなさい、要するに口数です、ポンプ。車だと二口と言いますけれども、小型動力ポンプだと一口と言いますけれども、人口に対して何人のところは何口置きなさいという、消防力の整備指針に決まりがございまして、先ほど言ったように市内に幾つか密集地があるんですけども、そういったところにはそういうことを考

慮して、なるべく配備をしていくようにというところで考えております。

ただ、今、消防団員の数、団員の数やなんかもかなり減ってきておりますので、班の集約等も考えていかなければならないということはあるんですけれども、そういった場合にもそういった地域の実情、人口だとかいろんなことを考えて、どこに何口置くのが一番いいのかというようなことも今後いろいろ考えながら、配置をしていかなければならないというようなことは考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 今の鈴木委員の質問の関連ですけれど、今の答弁ですと、八名地区は旧消防署から遠かったわけですよ。でも、旧消防署から近い千郷地区にもあります。そうすると、説明が食い違いますし、矛盾すると思いますが、千郷地区は近くても配備されておるんですから、さっきの理由は遠いからというのはおかしいと思いますので、答弁はいいですけれど、そういった答弁では整合性がございませんということをご認識していただくということと、基準がないなら結構ですけれど、やっぱりその辺は先ほど言われたような形で、ある程度の基準を制定しはっきりさせるということと、例えば逆に、中部地区は人口密集地があっても配備はされていないという現況があるもので、またさっきの説明とも整合が合わないという。いろいろありますので、その辺を1回整理をされて、逆に消防団からうちは小型じゃなくてポンプ自動車欲しいというような要望があった場合には、そういった対応をされるのかとか、いろんなことが考えられますので、1回その辺を整理して明文化されるような形のほうが今後の対応にはいいかと思っておりますので、その辺をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょう。

○中西宏彰委員長 今泉消防長。

○今泉保和消防長 言われるとおりでございます。当然、密集地、今言われたように、ちょっと先ほどの説明と合わないということなんですけれども、それは今言われたように、しっかりその辺も考えて整備をしていかないといけないということなんですけれども、その辺ができてなくて、旧の新城市で配置されたものがそのまま今、来ておるといような状況が正直なところでございます。今、ご指摘いただいたような形で、しっかり計画的に整備をしていくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、もう一点、前回もお聞きしましたけれども、予定価格のことについてお聞きしましたが、今回、いただいた資料ですと予定価格が非公表になっておりますので、予定価格を教えてくださいということと、落札率、またあわせて予定価格はどのように設定されたのかをお伺いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 まずCD-1の2台の購入についてでありますけれど、予定価格については、3,867万1,500円ということで設定をしております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 済みません、もう一回、ゆっくり、大きく言ってください。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 3,867万1,500円が税込みであります。落札価格が3,788万4,000円、入札率が97.96%ということになります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 税抜きで言ってくると、結果通知・・・。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 済みません。予定価格の税抜きを言います。税抜きが3,683万円です。落札価格の税抜きが3,608万円です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それは出てますので、いいです。で、97.。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 97.96%です。

小型動力ポンプ付き積載車3台の購入についてですが、予定価格が税抜き2,202万9,000円、落札価格が2,130万円です。入札率は96.69%です。

以上、予定価格と落札価格です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 前日も言いましたけれど、予定価格の設定はどのようにされたのか、この入札メンバーから見積もりをとったというようなことはあるのか、その辺はいかがですか。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 入札メンバーの中には、見積もりをとっていたメンバーが入っております。参考見積もりを市独自で考えさせていただいて、設計を組んでおります。

なお、小型動力ポンプ付き積載車については、一般競争入札ということですので、結果はあれですが、3社の見積もりで設計を組んでおります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 小型ポンプも、その入札メンバーから見積もりをとっているということですか。

○中西宏彰委員長 熊谷副課長。

○熊谷和志消防総務課副課長 今回、落札された入札業者につきましても、見積もりをとっている業者であります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 前日も指摘させていただきましたが、入札メンバーから見積もり

をとるといふ、とらざるを得ない事情は十分わかりますけれども、そこら辺はやっぱり疑念を招く予定価格の設定の仕方でありまして、改める方法があれば、改めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 筒井課長。

○筒井篤史消防総務課長 前回のときもご指摘をいただきまして、この見積もりのとり方ということで検討をしていきたいと思っておりますけれども、どうしても特殊車両ということで、今、委員がおっしゃられてましたとおり、なかなか難しいこともございまして、他の消防本部等も同じような、多少仕様は違ってきますけれども、そういったところの見積もり、設計額、設計を参考にさせていただいて、その辺等も踏まえて、今後、設計額をつくっていきたくて考えておりますのでお願いします。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 近隣に同様の車両が多々あると思いますので、納入実績等を調査して、そんなことも配慮した設計価格をしていただきたい、それをメインにして、それでも何とも設定できない場合は、見積もりはやむを得ないと思いますけれども。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより本2議案を一括して討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第141号議案及び第142号議案の2議案を一括して採決します。

本2議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第141号議案及び第142号議案の2議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

この際、暫時休憩します。

休 憩 午前9時22分

再 開 午前9時25分

○中西宏彰委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開き、陳情の審査を行います。

アジアと日本の平和と安全を守る愛知県フォーラムから提出された「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の採択についての要望書」を議題とします。

本日は、参考人として富山博さん、また参考人の補助者として名畑守人さんの出席を得ております。

この際、委員長から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、総務消防委員会の陳情審査のためにご出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表して心から御礼申し上げますとともに、忌憚のないご意見をお述べくださるようお願いいたします。

早速ですが、議事の順序について申し上げます。

参考人から陳情に関してご説明やご意見を述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただくようお願いします。

初めに、「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の採択についての要望書」のご説明をお願いします。

それでは、よろしく願いいたします。

○富山博参考人 どうも、はじめまして、大変失礼いたします。

私は中部大学に勤めておりましたときに、何回か新城市に参って、いろいろ見せてもら

ったことがあるんですけども、そのことは大分古い話で、もう30年前とか20年前とか何かで、私も余り覚えてなくて、皆さんも覚えてないかと思いますけれども、縁がありましてこのように参りまして、今、日本の大変な時代である。そういう時代において、やはりこういう法律というものをなるべく早く作成しないと大変なことになる。そういうことを考えまして参ったわけです。

ご承知のように、昨年の三陸地方の大災害、そしてその後、もう次々と日本には問題が起きている。というのは、周辺の国々が日本の弱みに付け込むんじゃないか、そういう恐れがあるわけです。

例えば、ロシアにおいては、北方領土はもう日本はもう力が弱ったから返さなくてもいいんじゃないかということも起こっている。

それから、韓国は、例の島ですけども、これももう当然、自分たちが季承晩ラインで決めちゃって、これはもう自分の国の国土である。日本でいろいろ言ってもらいたくないということをおっしゃっています。

それから、中国においては、尖閣諸島につきましては、これも考えてみますと中国のそばにある。だから、日本じゃなくて、やはりこれは中国の国土である。そういうところを日本がいろいろ施設をつくるとかというのは、とんでもない話だということになりまして。

要するに、日本は今、いろいろ弱っていることが多い。そういうときに、日本の力を結集して、そういう外国から日本という国が侮られないようにしなくちゃいかんと。そういう観点から、この緊急事態基本法というのをできるだけ早く制定して、そのような外国からの侵略の恐れ、そういうものに対して立ち向かわなくてはいけない、大変な時代に入っていると思っております。

そういうことで、この陳情をお願いしているわけですけども。

○名畑守人参考人補助者 今、富山が申し上

げたとおり、外国の勢力もございまして、特にこの愛知県は、東海大地震ということで前から言われておまして、ひょっとしたら明日来るかもしれないというような状況でありまして、現在の法律で災害対策基本法というのがありますけれども、これは地方自治体に権限がありますので、総理大臣が緊急事態宣言していろいろやったとしても、法律上、地方自治体に権限がありますので、今回の東日本大震災のように、新城市役所が仮に被災した場合、じゃあ新城市民はどうするのかということになりますので、やはりそういった場合に、首相が権限を持って、超法規的に迅速に対応ができるようにするためには、現在の法律ではかなり不備でありますし、かといって日本の憲法には緊急事態条項がありませんので、諸外国にはあるんですが、日本には緊急事態条項というのがありませんので、じゃあ今から憲法を改正しろということになっても、国会の衆参3分の2の賛成が必要ですから、すぐにはこれはちょっと不可能です。ですから、改めてこの緊急事態基本法というのを制定して、来るべき大震災にまず備えると、それと同時に外国の勢力にもあわせて備えるという意味で、緊急事態基本法が必要ではないかと。

これは、2004年には、もう既に自民党、公明党、民主党が、三党合意で条文までつくって準備していたんですが、いまだにそれが放置されているという現状にありますので、各地方自治体から国に要望していただいて、早くこれを制定してもらわないと、何か起こったときに地方自治体が困ってしまいますということです。ぜひ、お願いしていただきたいということで、参上させていただきました。

○富山博参考人 以上で、大体、説明を終わります。

○中西宏彰委員長 ありがとうございます。

以上で、陳情に対する参考人からの説明が終わりました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のために申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てからご発言ください。また、委員に対しては質疑をすることができませんのでご了承願います。

質疑はありませんか。

菊地委員。

○菊地勝昭委員 ちょっと、お聞きします。

もう、七、八年前にこのことは三党合意で国会では一応方向性は出ていたと思うんですが、それをいまだにできなかったというところの問題点というのは、どういうところにあるのでしょうか。

○中西宏彰委員長 名畑さん。

○名畑守人参考人補助者 具体的なことは、各政党のさまざまな思惑があつて、何と言いますか、政権争いの中で、さまざまな取引があつて、いまだに法律が制定されていないということだと思います。

我々一般市民から言えば、完全に国会のこれは怠慢としか言いようがないということで、この機にこれを民主党だ、公明党だ、今、日本維新の会が出てきていますけれども、そういったことではなく、本当に国民のことを考えていただければ、これはもう全ての政党が一致して何とか取り組んでもらいたいというのが我々の正直な気持ちです。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木副委員長。

○鈴木達雄副委員長 今の質問に関連するわけですが、いろんな提案があつたにもかかわらず、決まらなかったという一つの理由、私の想像も含めてですが、災害に対する緊急事態、それといわゆる外国の脅威に対する緊急事態、その二つというか、それ以外もあるかもしれませんが、含めた形のこの緊急事態基本法の提案だと思うんです。そのあたりで、いわゆる昔の戦時、戦争に突入する時代の国家が、一人一人の人権といい

ましようか、それをかなり制約したという、そういったところを思い起こす人々がいて、その二つを一緒にこの法律の中に落とし込んでやるということに対して、また同じ強権が一人一人の国民を制約、人権を制約するんじゃないかというような危機感を抱く人がいたというのも一つの理由かと思うんですけども、このいわゆる今回、東日本大震災があって、非常に緊急事態に対して国がもっと指導力を持って対応しなければいけないという考えは、持つ人が大勢、今みえると思うんです。ただ、ちょっとひっかかりがあるよという意見もかなりあることは事実ですので、その辺をもう少し整理した形で緊急事態に備えることができないのかという、若干の気持ちはあるわけです、丸ごと入れてしまうのではなくて。その辺の、いわゆる緊急事態とは何だというあたりをちょっと分けてというか、整理した形の法律というようなものができるのかどうか。ちょっと、私も勉強不足でわかりませんが、その辺についてお考えがもしあったら。

○中西宏彰委員長 名畑さん。

○名畑守人参考人補助者 おっしゃるとおりであります。確かに、かつての軍国主義的な部分が、やはり非常に懸念されるということもあります。そういった点では、今の日本は民主主義が定着して、法治国家としてほかの国々にも負けないぐらい、何だかんだと国内的にも対外的にもありますが、諸外国から比べれば国民は非常に幸せな生活をしておりますので、ある程度、人権も守られております。そういった点においては、かつての軍国主義的な心配は必要ないと言ったらこれは無責任な言い方になりますが、ただ、今までつくってある三党合意でつくられた文言に、やはり人権とか、それぞれの各個人の財産の問題とか、これは確かに震災が起こって、どこかの建物に人が閉じ込められていて、それを助けるためにその家を壊して救助するということ

になると、その家の持ち主の所有権というのが侵されるわけで、そういった点においてレスキュー隊とか、消防隊とか、自衛隊とか行って、勝手にそんなことをしてもらっては困るということも確かにありますけれど、そういった部分において文言をきちっと精査して、法案の文章の中に入れてもらうような形で、何とか、きっとそのように考えると思えますけれども、そういった形で要望していくしかないのではないかと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 陳情者の思いは十分理解できるんですが、今、二人の質問と似たような質問になるかもしれませんけれど、緊急事態の定義が曖昧です。それと、全て緊急事態というひとくくりではくれない部分も今、案文を見ていると書かれておりますし、例えばこういったものまで、外交上の問題まで緊急事態とするということは、相手方からどういう理解をされるかということを配慮されていないような気がしますので、東日本大震災、要するに大規模自然災害、あるいは大規模事故等における緊急事態ならわかりますが、外交、あるいは防衛領土に関することまで緊急事態ということにひとくくりにすることは、私は今の時点では問題があるような気がしますので、それは分けて考えるべきだと思いますがいかがでしょうか。

○中西宏彰委員長 名畑さん。

○名畑守人参考人補助者 確かに、そのとおりだと思います。そのとおりではあります。確かに緊急事態に関する定義、どういった場合が緊急事態かということで、じゃあ、はっきりと何か線が引けるかということ非常に難しいですが、ただ東日本大震災が起こった時点で、仮にこれが東海大地震とか、東京直下型であれば、結構大きな都市がそこにありますので、東日本、東北地方よりはこれはかなり

被害が大きくなるのではないかということは容易に想定ができます。

このころは、原発でも何でも想定外、想定外とか言ってましたが、もう東日本大震災を契機に、これはもう想定外ということは通用できませんので、その想定外という事態が起こる前に、やはりまずは政府がしかるべき対応ができるように、法律だけはまずはつくっておかないといけないのではないかと思えます。その後で、不備があれば改正するということでしていけばいいのではないかと思えますけれども。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 想定外というのは法律の問題ではなくて、人間のやることの範疇の問題ですので、これは法律でどうこうという世界ではないと思えます。

それから、私が言っていることは十分理解してくれていると思えますけれども、緊急事態、あるいは非常事態宣言、これをどう区別されるのか、また緊急事態、非常事態というのは誰が判断するんですか。どういう仕組みでそれを判断するのか。特定の個人が、総理大臣だけが判断するのか、そういった組織が判断するのかということもあわせていかないと、法律だけつくったって機能しないと思えますし、その辺をちゃんとしないと、ただ法律をつくってよ、つくってと、法律だけでも恐らく機能しないでしょう。それを運営する組織がない。例えば、アメリカのフイーマのような、そういった組織があれば、緊急事態庁ということでいろんな権限、予算を持って、一体的に全ての所管をコントロールできる組織がありますけれども、日本にはそういった仕組みはないし、権限も予算も恐らくばらばらでしょう。ただ、緊急事態法だけあって何とかかなと思ったら、それは絵にかいたもちのような気がします。だから、そういった法律だけを求めるのではなくて、総合的にそういった対策を考えることを考えないと、

法律だけの問題ではないと思えますがいかがでしょう。

○中西宏彰委員長 名畑さん。

○名畑守人参考人補助者 確かにそのとおりだと思います。ただ、日本の場合は、法律に基づいてでないと、各関係省庁、機関が全く動くことができないという現実もあります。そういった点においては、確かにご指摘のとおり心配はありますが、まずはやはり、せっかくこれは2004年に三党が合意して、ある程度、準備してきているわけでありますから、それを一つの土台として、言い方はちょっと稚拙かもしれませんが、やはりこれを早く制定するべきではないかと感じます。こういった感じますとか、思いますとかいうあれはいけませんけれども、この場では。

ただ、現実の今ある現行法では、大きな災害とか、何か外国勢力からの何かがあった場合に、すぐに対応できないというのがこれは本当に現実でありますから、そういったことをやはり東日本大震災を教訓に、やはりこれは一歩踏み出しておかないといけないということは確かだと思います。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 確かに、東日本大震災のことを考えると、必要な部分は理解できますけれども、平成16年5月に合意があって、今日までたなぎらしという表現はあれかもしれませんが、平成16年の時点には中国漁船の尖閣の領海侵犯ですとか、ロシア閣僚の北方領土訪問なんていうことはなかったですよ。それまで、今ひっくりかえって緊急事態にとか言われてますけれども、それは私は不適切だと思いますがいかがですか。

○中西宏彰委員長 名畑さん。

○名畑守人参考人補助者 北方領土にロシアの大統領とか、竹島に韓国の大統領とかが上陸した云々とか、確かにそのことが緊急事態ではありません。仮に、例えば今回、東日本大震災のときを思い起こしてみますと、これ

は自衛隊の勢力の半分以上が震災にあてられて、日本の防衛は結構お留守状態にありました。ふつう日本の領土を狙っているであろうと推測できる中国とかロシアは、この機に乗じて手薄なところに軍隊を上陸させて占領するという事も考えられないではなかったんですが、そのときには日米安全保障条約の関係で、アメリカの空母のロナルドレーガンが福島沖に停泊して、ロシアとか中国からの軍隊に対するにらみをきかせていたという事実もあります。

ですから、仮に、東海大地震が起きて壊滅的な状況になったときに、じゃあまたアメリカが来てくれるかどうか。今、アメリカも大変になっていますよね。そういった点で、じゃあ日本の自衛隊が外国勢力が来た場合に、今の憲法ですぐに動かせるかということでもないということを思いますときに、別に外国勢力が憎たらしいから云々というわけではなくて、やはり日本に何か起こったときに、その機に乗じて何かがあるということを想定外ではなく想定して、やっぱりこの緊急事態基本法というのは制定しなくてはいけないのではないかと思いますけれども。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 それでは、質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

本日は、まことにありがとうございました。
この際、暫時休憩します。

休 憩 午前9時47分
再 開 午後10時09分

○中西宏彰委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を開きます。

はじめに「緊急事態基本法の早期制定を求

める意見書の採択についての要望書」について自由討議に入ります。

意見等のある委員は発言願います。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 ただいまの陳情につきましては、私は趣旨採択の立場から討論させていただきます。

昨年の東日本大震災のいろんな対応を見ていて、あるいはそれ以外のここ1、2年の間に起きているいろんな事態に対して、市民、国民の中から歯がゆい思い、あるいは何とかしてほしいという思いがあったことは事実ですので、そういった思いを含んだ陳情の趣旨は十分理解できますが、意見書の案文を見ていましても、まだまだこの案分の中には不適切な文言、あるいは表現、あるいは緊急事態の定義の曖昧さ、あるいは非常事態の定義の曖昧さ等の内容があります。このままの意見書を提出することは、新城市議会としては不適切だと思いますし、何とかしたいという思いはまた別の形であらわすべきだと思います。今回の陳情につきましては、趣旨はわかるということで趣旨採択がふさわしいのではないかと思いますので、よろしくお願ひします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。趣旨採択の討論がありますので起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時12分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

総務消防委員会委員長 中西宏彰